

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	産業政策課	整理番号	1-2-4
許認可等の種類	財産処分の許可又は財産処分の方法の許可			
根拠法令条例等・条項	商工会法第54条第1項及び第2項(第58条で準用する場合を含む)、商工会法施工規則第9条			
許認可等の概要	2以上の市町村の区域をその地区とする商工会又は商工会連合会が解散又は設立の認可を取り消された場合、清算人は財産処分の方法を定め、総会の議決を経て知事の許可を受けなければならない(総会(総代会)が議決をしないとき又はすることができないときは、知事の許可を得て財産処分の方法を定めなければならない。)			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令において言い尽くされているため)</p> <p>○商工会法第54条第1項及び2項 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て、知事の認可を受けなければならない。</p> <p>2 総会が前項の議決をしないとき又はすることができないときは、清算人は、知事の認可を受けて、財産処分の方法を定めなければならない。</p> <p>○商工会法施行規則第9条 法第54条第1項又は第2項(これらの各規定を法第58条第6項において準用する場合を含む。以下本条において同じ。)の規定により財産処分の方法の認可を受けようとする者は、様式第9による申請書に、同条第1項の場合にあつては、財産処分の方法の決議をした総会又は総代会の議事録の謄本、同条第2項の場合にあつては、総会又は総代会が同条第1項の議決をせず、又はすることができない理由を記載した書面を添えて、知事に提出しなければならない</p> <p>※上記の権限は、1の市町村の区域をその地区とする商工会については、市町村長が行使用することとされています。</p>			
基準の制定根拠				
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	概ね20日間			
期間の制定根拠	経由期間(地域振興局):10日、処分庁:10日			